

令和 7 年 11 月 双葉町農業委員会 定例総会会議録

1. 日 時 令和 7 年 11 月 20 日 (木) 13 時 31 分開会

2. 場 所 双葉町役場 1 階大会議室

3. 招 集 者 双葉町農業委員会会長 澤上 榮

4. 議事日程

日程第 1 議事録署名人の指名について

日程第 2 議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

5. 出席委員

農業委員

議席 1 鵜沼 久江 委員 議席 2 井戸川 弘幸 委員 議席 3 大森 成広 委員

議席 4 山田 和男 委員 議席 6 林 和男 委員 議席 7 志賀 陸 委員

議席 8 澤上 榮 委員

農地利用最適化推進委員

榎内 宏 委員 中野 守雄 委員 高玉 正祐 委員

6. 職務のため会議に出席した者の氏名

参事兼農業振興課長兼農業委員会事務局長 中野 弘紀

農業振興課技査（農業委員会事務局併任） 石井 拓郎

農業振興課副主査（農業委員会事務局併任） 森田 謂平

7. 開会

【中野事務局長】

皆さんこんにちは。

定刻を少し過ぎてしましましたが、只今より、双葉町農業委員会令和7年11月定例総会を開催いたします。会長からあいさつをお願いします。

【澤上会長】

みなさん、こんにちは。本日はお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。

本日は、午前中に太陽光パネルの条例の話がありましたので、のちに話をさせていただければと思います。

今日は、農地法第5条第1項の規定による許可申請が1件ございます。よろしくお願ひします。

【中野事務局長】

ありがとうございました。

議事に入ります前に、木幡委員、渡辺推進委員、新川推進委員より欠席の連絡がありましたので報告いたします。

それでは、会議規則第5条の規定により会長を議長としまして議事を進行いたします。よろしくお願ひいたします。

【澤上会長】

ただいまの出席は7名です。定足数に達しておりますので、これより令和7年11月定例総会を開会いたします。

議事に入る前に事務局の方から、会務報告をお願いします。

【中野事務局長】

それでは報告させていただきます。

まず、10月20日、10月定例総会。双葉町役場1階大会議室、農業委員8名、農地利用最適化推進委員4名。そして私、中野と石井技査、森田副主査が出席しております。

10月22日、県女性農業委員協議会総会・研修会。福島市のふくしま中町会館で開催され、鶴沼委員が出席しております。

11月4日、農業者年金業務後期研修会。福島市の杉妻会館で開催ですが、web会議にて石井技査が出席しております。

11月6日、福島県下農業委員会大会。福島市のパルセいいざかで開催され、農業委員4名、農地利用最適化推進委員1名、事務局から石井技査が出席しております。

11月11日、地域計画に関する意見交換会。いわき市のいわきニュータウンセンタービルで浜通り方部が開催され、森田副主査が出席しております。

11月20日、現地確認。今回、議案に上げさせていただいております農地転用許可申請案件に伴う調査を行っております。場所については双葉町大字××地内で、志賀会長職務代理者と石井技査、森田副主査で調査をしております。以上です。

【澤上会長】

それでは、本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付したとおりで、日程第1、議事録署名人の指名について、会議規則により、議長と出席委員の2名以上の委員となっておりますので、議事録署名人には6番の林委員、それから7番の志賀委員の両名を指名いたします。よろしくお願ひします。

ここで一時休議をします。

〈休 議〉

【澤上会長】

会議を再開します。日程第2、議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。それでは、職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

【中野事務局長】

議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、農地法第5条第1項の規定による許可申請があつたので審議に付す。令和7年11月20日提出。双葉町農業委員会会长 澤上 榮。

本件は、国道6号の双葉地区事故対策事業の道路計画に基づき、道路の拡幅及び歩道の設置を行うにあたり、当該申請地が施工範囲にかかるため、当該申請地を一時転用するものです。

被設定人は、双葉町大字××字×××、××××株式会社××××氏、設定人は、福島県双葉郡双葉町大字××字×××、××××氏です。

申請農地は、双葉町大字××字×××、地目は畠、一時転用面積は×××m²です。ここは非線引き区域の都市計画区域内に該当します。

場所は、位置図、公図をご確認ください。

3の転用計画ですが、(1) 転用の目的及び(2) 権利設定の理由としては、事業計画書の①のとおりです。(3) 施設の利用期間、一時転用の期間ですが、許可日から12か月間としています。(4) 施設の概要ですが、転用する敷地の東側の道路の整備工事に伴う施工範囲が赤い枠で示されております。また、工事期間に対して、12か月間の一時転用の期間を取っているのは道路の拡幅に伴う橋の新設工事の後、歩道の設置を計画しているからです。

4の権利の種類については、賃借権を設定するとしています。

5の資金計画については、工事費×××万円について、××××株式会社の資金で対応するとしています。6の被害防除措置について、大型土のうの設置をすることによって、転用による土砂や雨水の流出はないとしています。また、周辺に農地もなく構造物も無いため周辺農地の営農条件に支障を及ぼすことはないとしています。

事業計画書をご覧ください。既に説明した内容は省略しますが、③の転用行為の妨げとなる権利は、申請農地の全部事項証明書に記載のある差押の対応について、債権者である当町とのやり取りで現在履歴が無いことを確認しております。

④の申請農地が土地改良区内にある場合の調整状況については、今回の申請農地は請戸川土地改良区の受益地外と確認しております。⑪の一時転用の場合における農地への復元方法については、原形復旧にて引渡すこととしております。

申請内容の概要は以上ですが、申請書の添付資料として、××××株式会社の履歴事項全部証明書、定款、工事請負契約書、工程表、顛末書を添付しています。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願ひいたします。なお、農地転用の許可権者は県になりますので、農業委員会としては、許可することが適當かどうかを判断して、県に意見書を提出することとなります。

【澤上会長】

本件に係る調査を地区担当委員である志賀委員にしていただいておりますので報告願います。

【志賀会長職務代理者】

本日、事務局の石井技査と森田副主査と現地を確認しました。現場を確認したところ、既に転用されている状況であって、前からやっている工事を引き継いで行っているとのことでした。そのため、農地転用の申請はなく無断転用となっており、境界の確認はしていないみたいです。今回の問題としましては、戎川で一部護岸のかかっている部分と護岸のない部分があり、申請書上は原形復旧ということになっていますが、最終的にどのように戻すのかが定かではなく、最悪崩れる恐れもあると思います。ただ、現況がわからぬため、現在の状況での確認になるかと思います。申し訳ないですが、無断転用ということでおまじ好ましくない状況でした。あとは、農業委員会の判断ということでお願いしたい。

以上となります。

【澤上会長】

本件について審議に入ります。質疑・ご意見ありませんか。

【澤上会長】

国道 6 号の橋の建て替えを行っているのか。

【中野事務局長】

歩道を新設しております。

【井戸川委員】

この川に擁壁などは積んであるのか。

【志賀会長職務代理者】

もともとの橋がある上流側に約 10m の積ブロックは積んでありますが、さらに上流側になると積ブロックがあるかどうか分かりませんでした。横断図を見ると、平場は多少あるのではないかと思います。また、現場確認の際に、現場代理人の方がいたので確認したところ、境界は復元することはできるが、現状は鉄板が引いてあり、大型土のうが積んである状態で、前の工事から引き継いだ現場ということもあり、境界杭があるかどうかわからないとのことでした。

【井戸川委員】

現場を今日見てきたが、現状だと境界は分からなかった。

【志賀会長職務代理者】

境界がよく分からぬいため何とも言えませんが、平場ということもあり、土や大型土のうを撤去してから整地すれば問題ないのではないかと思います。

【井戸川委員】

あとは、土地所有者である××氏から言ってもらうしかない。

【志賀会長職務代理者】

農地が少なくならないように、工事が終了してから、土地所有者本人立会いの下、田中建設と国交省で境界を確認をするべきではないか。

【澤上会長】

××氏は了承しているのか。

【志賀会長職務代理者】

確認はとっていないため分からぬいため、現場は見ていないと思います。通常、杭がなければ県と隣地の方と××氏で立ち会って境界の復元を行わなければならないと思います。

【中野推進委員】

資料に大型土のうを3段積むとなっているが、これは恒久的にこのような形にすることによろしいか。

【志賀会長職務代理者】

原形復旧となっているため、最終的には、土や大型土のうを撤去して、原形に戻すこととなる。

【井戸川委員】

境界の確認については、証拠があればいいが、土地の持ち主の判断で確認するしかない。また、工事に関して農業委員会で反対するようなものではないと思う。

【志賀会長職務代理者】

落としどころはそうであるが、今後、今回のようなことがないようにしてもらうことと、境界に関しては、工事終了後に最終的に土や土のうを全部撤去してから境界の確認を

することを指導すべきだと思います。

【大森委員】

顛末書の記載について、××××から県知事宛に「適切に手続きを行いますよう注意いたしますので、今回の届け出を受理いただきますようお願いいたします。」と記載があるが、これは、知事の方で何とか了解するよう収めていただきたいという意味ではないのか。

【志賀会長職務代理者】

県が許可権者であるため、宛先が県知事宛となっている。

【大森委員】

賃借料については、××氏に×××円支払っているのか。

【志賀会長職務代理者】

×××円については用地費の全体の金額であり、××氏に支払っている賃借料は×××円である。その他の賃借料については、宅地などであり約×××万円となっている。

【澤上会長】

他に質疑・ご意見ありませんか。

(「なし」の声)

【澤上会長】

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りいたします。議案第1号の農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可相当の意見書を付して福島県に進達することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【澤上会長】

異議なしと認めます。

議案第1号の農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可相当の意見を付して福島県へ進達することに決定いたしました。

本日の議案審議は以上になります。

(13時57分 終了)

上記会議の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

農業委員会 会長 澤上榮 ㊞

議事録署名人 林和男 ㊞

議事録署名人 志賀陸 ㊞

(閉会時刻 14時18分)